

正誤表

『令和3年改訂版 不動産税額ハンドブック』の文中におきまして誤りがありました。謹んでお詫びするとともに、次の通り訂正させていただきます。

【200頁〔2〕登録免許税額(主なもの)表(本則税率及び軽減税率の一部)】

[2] 登録免許税額 (主なもの)			令和4年3月31日まで	
登記の種類	内容	課税標準	本則税率	軽減税率
(1) 土地の所有権の移転登記	売買	固定資産 税評価額	2.0%	—
	(令和4年3月31日までに登記を受ける場合)		—	1.5%
	相続・共有物の分割		4.0%	—
	贈与・交換・収用・競売等		2.0%	—
(2) 建物の保存登記・移転登記	所有権の保存	(注1)	4.0%	—
	売買・競売	(注1)	2.0%	—
	相続		4.0%	—
	贈与・交換・収容等		2.0%	—
①住宅用家屋の所有権の保存登記(措法72の2)	(注1)	—	0.15%	
②住宅用家屋の所有権の移転登記(措法73)		—	0.3%	
③特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等(措法74) (1戸建の特定認定長期優良住宅の移転登記の場合は0.2%)	固定資産 税評価額	—	0.15%	
④認定低炭素住宅の所有権の保存登記等(措法74の2)	(注1)	—	0.1%	
⑤特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記(措法74の3)	固定資産 税評価額	—	0.1%	
⑥住宅取得資金の貸付等の抵当権の設定登記(措法75)	債権金額	4.0%	0.1%	
(3) 抵当権の設定登記		4.0%	—	



[2] 登録免許税額 (主なもの)			令和4年3月31日まで	
登記の種類	内容	課税標準	本則税率	軽減税率
(1) 土地の所有権の移転登記	売買	固定資産 税評価額	2.0%	—
	(令和5年3月31日までに登記を受ける場合)		—	1.5%
	相続・共有物の分割		0.4%	—
	贈与・交換・収用・競売等		2.0%	—
(2) 建物の保存登記・移転登記	所有権の保存	(注1)	0.4%	—
	売買・競売	(注1)	2.0%	—
	相続		0.4%	—
	贈与・交換・収容等		2.0%	—
③住宅用家屋の所有権の保存登記(措法74) (1戸建の特定認定長期優良住宅の移転登記の場合は0.2%)	固定資産 税評価額	—	0.1%	
④認定低炭素住宅の所有権の保存登記等(措法74の2)	(注1)	—	0.1%	
⑤特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記(措法74の3)	固定資産 税評価額	—	0.1%	
⑥住宅取得資金の貸付等の抵当権の設定登記(措法75)	債権金額	0.4%	0.1%	
(4) 抵当権の設定登記		0.4%	—	

*①「(1)土地の所有権の移転登記(令和5年3月31日までに登記を受ける場合)」は、国税庁が4月1日付で発表した年です。